

医政発 0525 第 5 号  
令和 8 年 5 月 25 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業(自治体)  
の実施について

標記事業について、別紙のとおり「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業(自治体)実施要綱」を定め、令和 8 年 5 月 25 日より適用することとしたので通知する。